## 「寄付金控除」についてのご案内

(公財)九州交響楽団

九州交響楽団は、福岡県知事より「公益法人」の認定を受けた公益財団法人でございます。九州交響楽団への寄付金は、税制上の優遇を受けることができます。

個人が支出した寄付金については、特定寄付金として確定申告を行い、「寄付金控除」を受けることができます。「寄付金控除」は、「所得控除」と「税額控除」のどちらか効果が大きな方を適用することができます。また、九州交響楽団への寄付金は、福岡県及び福岡県内市町村が条例指定した寄付金です。福岡県にお住まいの方は、個人住民税の控除を受けることができます。但し、北九州市、久留米市、糸島市は県民税控除のみの適用になります。

### 寄付金控除

①「所得控除」、②「税額控除」のうち、どちらか効果が大きい方を適用することができます

#### ①「所得控除」

所得控除額=寄付金額(※1)-2,000円

<所得控除を適用するために必要な書類>

- ・寄付金控除に関する事項を記載した確定申告書
- 寄付金領収書

### ②「税額控除」

税額控除額( $\frac{3}{2}$ )=[寄付金額( $\frac{3}{2}$ 1)-2,000円]×40%

<税額控除を適用するために必要な書類>

- ・ 寄付金特別控除に関する事項を記載した確定申告書
- · 寄付金領収書(※3)
- ・ 税額控除に係る証明書(写)
- ※1 寄付金額・・・総所得額等の40%相当額を限度とする
- ※2 税額控除額・・・算出税額の25%相当額を限度とする
- ※3 寄付者の氏名・住所、寄付を受けた法人の名称・住所、寄付を受けた年月日、寄付金の用途を記載

# 寄付金控除の詳細については、最寄りの税務署へお問い合わせください

#### 個人住民税控除

九州交響楽団への寄付金は、福岡県及び福岡県内市町村が条例指定した寄付金です。福岡県にお住まいの方は、個人住民税の控除を受けることができます。

(但し、北九州市、久留米市、糸島市は県民税控除のみ)

- 県 民 税 控 除 額( $\frac{3}{4}$ ) = [寄付金額 2, 000円] × 2%
- 市町村民税控除額(※4)=[寄付金額-2,000円]×8%

<個人住民税控除を適用するために必要な書類>

- 個人住民税控除に関する事項を記載した確定申告書
- 寄付金領収書
- ・ 税額控除に係る証明書(写)

※4 県民税、市町村民税控除額は合わせて、総所得金額等の30%相当額を限度とする。

個人住民税控除の詳細については、福岡県税務課又は各市区町村の税務部門へお問い合わせください